保団連代議員会
全国で医療費総枠拡大に向けた運動を

保団連は6月29日、代議員会を開催。東京・都市センターホテルとWEB併用で代議員ら301名が出席した。神奈川からは田辺理事長、鈴木・湯浅・竹下各副理事長が代議員として、また、山本・二村・千葉各副理事長が保団連役員として出席した。議事では会務報告や2024年度決算及び監査報告などが提案され、全議案が賛成多数で採択された。

田辺理事長

討論では全国から145本の発言通告が提出され、診療報酬の大幅プラス改定や物価高騰対策を求める運動等を議論。神奈川からは、田辺理事長が口頭発言した。当協会が実施した会員への経営実態調査の結果を踏まえ、医療機関の経営状況は危機的状況にあると指摘。次期診療報酬改定に向けてプラス改定を求めていくにあたり、同調査を全国規模で実施することを要望した。保団連執行部はこれまで保団連が行った調査について、回答数の少なさが課題だとした。その上で、全国調査を検討すると答弁した。

歯科会員の減少傾向へ対策を

その他、文書発言で、①保険証廃止による現場の混乱抑制と資格確認書の申請方法の周知、②選定療養の混合診療への拡大阻止、③歯科会員の全国的な減少傾向への対策―を訴えた。執行部は①に対し、後期高齢者や世田谷・渋谷区への資格確認書の一律交付は運動の成果であり、今後は保険証復活の国会審議を目指し、さらなる世論喚起を推し進めたいとした。②の長期収載品の選定療養問題については、公的保険給付削減の一環であると指摘。患者の健康被害と窓口負担増加に繋げないため、そうした流れを阻止する取り組みを行っていきたいとした。③については、歯科勤務医への新たな対策など、各協会の現状分析を踏まえて行動提起したいとした。

フロア発言では、鈴木副理事長が臨床検査受託サービス企業が配送料について、エネルギー価格・原材料価格上昇や人件費の問題を理由として、検体集荷等を有料化している事例を報告。執行部も「中小規模の医療機関を圧迫している」とし、調査を続けるとした。竹下副理事長も保団連の組織率について発言した。

また、当日会場では6月に行われたオンラインイベント「みんなで語ろう窓口負担ゼロ（兵庫協会主催、神奈川・千葉・大阪歯科協会共催）」のカード型フライヤーを出席者に配布。兵庫協会・西山理事長は口頭発言にて同イベントへの協力に謝辞を述べ、アーカイブ配信の視聴、「ゼロの会」への賛同を促した。千葉協会も文書発言にてイベントを紹介した。

事後抄録
歯科臨床研究会
口腔がん医療のこれから
安部 貴大氏

講師の安部氏

歯科研究部は7月3日、歯科臨床研究会「口腔がん医療のこれから」を協会会議室とWEB併用で開催。講師は自治医科大学医学部総合医学第2講座教授、自治医科大学附属さいたま医療センター歯科口腔外科科長・安部貴大氏が務め、159名が参加した。

本講演では、歯科医師が早期発見の最前線に立つ中核となりうることについてお話させていただいた。わが国における口腔・咽頭がんの現状では、欧米諸国で死亡率が減少傾向にあるのに対し依然高い水準にあり、その主な原因は早期発見の遅れにある。口腔がんの主要なリスク因子は、喫煙、過度な飲酒（これらが併用されるとリスクが15倍に増加）、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染、不適合義歯などによる慢性刺激などが挙げられる。病理組織学的診断では扁平上皮癌が最も多く、舌、歯肉、口底などが好発部位である。

生存率を向上させる鍵は早期発見であり、歯科医師の役割は大きい。口腔がんの初期症状は、2週間以上治らない白斑・紅斑、小さな潰瘍、硬結、出血などがあり、特に白板症や紅板症（口腔潜在的悪性疾患：OPMDs）は悪性転化リスクが高く、対応には注意が必要である。診断においては、系統的な視診と触診が基本であり、病変の硬さや頸部リンパ節の触診は浸潤度や転移の評価に特に重要である。X線、CT、MRIなどの画像診断は進展範囲の評価に用いられ、確定診断には組織生検が不可欠である。治療の基本は、手術療法、放射線療法、そして薬物療法を「三本の矢」とする集学的治療で、多職種連携で行うことが重要である。

近年では、分子標的治療や免疫療法といった新しい治療法も適応となった。切除可能であれば手術が第一選択となるが、生活の質（QOL）維持のためには、早期発見による機能温存が極めて重要である。従って、地域医療と専門医療機関が密接に連携する地域ネットワークの構築が不可欠であり、歯科医師は、日常診療での口腔粘膜の注意深い観察を行い、疑わしい症例については迅速に口腔がん専門医などへ紹介する連携構築と、日々の予防活動（口腔ケア、禁煙・節酒などの患者教育）、さらにはがん治療後の口腔機能管理を通じて、口腔がん医療の中核を担うことが益々期待されている。

主張
保険証期限切れの混乱を問う

2024年12月2日で健康保険証の新規発行が無くなり、既発行の保険証を〝有効期限まで最長1年間資格確認に使える〟とした経過措置も終了し始めている。

6月24日に発表された25年5月時点でのマイナ保険証利用率はオンライン資格確認（オン資）を行った診療のうちの29・3％と、患者の大半が未だに保険証などでの受診となっている。

当会会員も協力した保団連調査では、〝マイナ保険証の電子証明書の有効期限切れ〟や、単独では使用できない〝資格情報のお知らせのみ〟での受診が増加傾向にあると示され、医療機関窓口での混乱拡大が危惧される。

既に市町村国保などでは、25年7月末に健康保険証の有効期限を迎えた。厚労省は混乱を想定し、6月27日に「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い」を発出。患者が、有効期限切れの健康保険証や資格情報のお知らせのみを持参した場合に、オン資での確認を前提に3割など一部負担金での対応を可能とした。

一見混乱回避に向けた対応のように映るが、今回の事務連絡で示されているのは自治体発行の健康保険証への対応のみ。社保の保険証使用期限は「最長12月1日まで」と変更はなく、12月2日以降には医療機関窓口で通常のマイナ受付トラブルへの対応に加え、国保と社保で対応が変わるという煩雑さが生じることとなる。

また当該対応はオン資を前提とした26年3月までの暫定措置であり、紙レセ請求などオン資導入義務のない医療機関や猶予措置が取られている医療機関では、10割負担を求めざるを得ない状況に変わりはない。

協会はこれまで厚労省や自治体に対し、煩雑な資格確認業務とトラブルへの対策として、健康保険証を残して併用するなど根本的な対応を求めてきた。しかし行政側はその必要性を否定し、この期に及んでも弥縫策を繰り返している。

マイナ保険証への執拗な拘りは、健康づくりと称した「疾病の自己責任化」と医療費削減の別表現である「適正化」、「民間サービスへの連結」が目的にあると我々は見ている。民間サービスへの連結を実現するには、マイナンバーカードをカギとしたマイナポータルの活用が必須だからだ。

民間サービスの利用やオン資の活用にメリットがあるなら、強制せずとも普及するのが自由主義の社会の在り方だろう。ただそのために医療機関経営が疲弊し、公的保険が弱体化するのであれば本末転倒した結果になりかねない。

医療機関と患者を共に救う最も確実な対応は、運転免許証と同様にマイナカードとの並存を認め、保険証を存続させること、次善の策が資格確認書の全員発行であろう。

理事会だより

第32期第2回理事会　7月10日（木）
〈役員29名、出席22名（うちWEB5名）〉

【議長報告】

総会後新体制での初回理事会。情勢討論では、「骨太の方針」に盛り込まれた診療報酬等での「物価・人件費相当分の加算」は一定の評価はできるも、まだ方向性が示されたに過ぎず、基本診療料などで十分な加算が得られるよう年内は訴え続ける必要があると認識した。

厚労省は有効期限切れの保険証でも来年3月まで使えるとしたが、それはあくまでオンライン資格確認の不具合発生時の暫定措置であることに注意が必要である。

今回の参議院選挙は、医療費の総枠拡大・社会保障の充実を目指す党の票が伸びることが大切であると意見が一致した。

医療運動では、「保険証残せ運動」を9月30日まで継続する。財務省との懇談報告では、先方も医療の厳しい現状を理解しているとの報告を受けた。また「ゼロの会」オンラインイベントのアーカイブ動画を患者さんにも広めることとした。

選挙を前に、今こそ患者の医療を守る運動が必要だと感じる理事会であった。（議長・二村㊇）

第32期第3回理事会　7月24日（木）
〈役員29名、出席23名（うちWEB7名）〉

【議長報告】

参院選の結果を受け、次期診療報酬改定を前に、経営状況の悪化による閉院増加の現状と、これにより医療へのアクセス困難な人が増加するであろう未来を、国民に強くアピールする必要性と具体的な運動の展開方法が議論された。

強引な医療DXについても多くの具体的トラブルや問題点が挙げられ、金銭的負担のみならず、診療の負担にもなっていることも共有された。理事会当日の宣伝行動は、猛暑の中通行人も少なく、今後は時期を再考すべきとの意見があった。

経営に関する会員アンケートの結果と保団連理事会の報告があった。

昨年度の決算では特に災害関連費用について、会員が納得できる運用方法などをこれから丁寧に論議し示していくことを確認した。一部の検査会社による検体集荷等の有料化についてその実態をアンケート調査し、当会の対応を考える方針とした。会員を取り巻く様々な困難につき、どう向き合い対応していくか、熱い議論が展開された。（議長・千葉㊇）

医療ソーシャルワーカーが相談に応じます
医療費相談室
TEL 045-313-2225
次回は 9/17（水） 相談無料
14時～17時
事前予約も承ります。地域医療対策部へご連絡ください
（TEL045-313-2111）
※通話料がかかります。